

目標Ⅲ：誰もが安心して暮らせる地域づくり

基本方針（１）制度と制度の「狭間」のない福祉社会の構築

【現状と課題】

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の「狭間」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が多数存在しています。社会情勢は複雑化する一方で、今後も公的制度だけですべての人々に十分な支援をすることは難しいと考えられています。

こうした人々の支援体制として、地域住民や社協、行政などが一体となり地域福祉のより一層の推進が求められています。

【今後の取り組み】

①新たな社会資源の創設

制度と制度の狭間の課題は様々です。また、少子高齢化のように地域全体で考える課題も少なくありません。

こうした課題の解決においては様々な社会資源を活用することが必要です。P28で記載した社会福祉法人連絡会や企業等と連携した取り組みを実践するなかで、高齢者施設と障がい者施設を横断的に利用できるなど、新たな発想やアイデアで人々をささえる仕組みを創設していきます。

②社協独自の在宅福祉サービスの安定した供給

有償家事援助サービス事業や在宅移送等サービス事業は地域住民による有償のボランティア活動です。いずれの事業も地域住民の事業への協力が不可欠です。登録者へのフォローアップをはじめ、事業の周知や地域福祉活動の推進によって協力者の安定した確保を行っていきます。



有償家事援助サービス事業



在宅移送等サービス事業

※有償家事援助サービス事業： 地域の協力会員が高齢者のみ世帯の方や障がい者（児）世帯等を対象とした公的制度では対応できない支援を行う事業

※在宅移送等サービス事業： 自動車第2種免許所有者または一定の講習を受けた運転協力員が一般の公共交通機関の利用が難しい通院支援を行う事業